

都留漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要	遊漁の制限
-------	-------

新旧対照表 (下線: 変更部分)

新				旧			
都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則				都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則			
第1条～第2条 (略)				第1条～第2条 (略)			
(遊漁についての制限)				(遊漁についての制限)			
第3条 山梨県漁業調整規則 (以下「調整規則」という。) 第19条の規定による禁止期間を延長するときは、総会又は総代会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。				第3条 山梨県漁業調整規則 (以下「調整規則」という。) 第19条の規定による禁止期間を延長するときは、総会又は総代会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。			
2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。				2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。			
ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 区域	エ. 期間	ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 区域	エ. 期間
アユ漁業	竿釣りのうちとも釣り	全域	解禁日の午前4時から11月30日まで	アユ漁業	竿釣りのうちとも釣り	全域	解禁日の午前4時から11月30日まで
	竿釣りのうち自由釣り	全域	9月1日から11月30日まで		竿釣りのうちさくり、ころがし	川茂堰堤より下流	解禁日の午前4時から11月30日まで
					竿釣りのうち毛針釣り	川茂堰堤より上流	9月1日から9月30日まで
ヤマメ・イワナニジマス漁業	竿釣り	全域	解禁日の午前5時から9月30日まで	ヤマメ・イワナニジマス漁業	竿釣り	全域	解禁日の午前5時から9月30日まで
ニジマス漁業	竿釣り	鹿留川ふる里釣場	1月1日から12月31日まで	ニジマス漁業	竿釣り	川茂堰堤より下流	1月1日から12月31日まで
						鹿留川ふる里釣場	1月1日から12月31日まで
ヤマメ・イワナ漁業	竿釣り	鹿留川ふる里釣場	解禁日の午前5時から9月30日まで	ヤマメ・イワナ漁業	竿釣り	鹿留川ふる里釣場	解禁日の午前5時から9月30日まで

ウグイ漁業	竿釣り	全域	解禁日の午前 5 時から 9 月 30 日まで 但し 4 月・5 月は除く
-------	-----	----	---------------------------------------

ウグイ漁業	竿釣り	川茂堰堤より上流	解禁日の午前 5 時から 9 月 30 日まで 但し 4 月・5 月は除く
		川茂堰堤より下流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで 但し 4 月・5 月は除く

3 前項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものを、エ欄の尾数を越えて採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 区域	ウ. 全長	エ. 尾数
ヤマメ イワナ ニジマス	全域	15 cm以下	20 尾

第4項～第8条 (略)

付則 (施行期日)

この規則は令和4年1月1日から施行する。

この規則は令和5年4月1日から施行する。

3 前項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものを、エ欄の尾数を越えて採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 区域	ウ. 全長	エ. 尾数
ヤマメ イワナ ニジマス	全域	15 cm以下	無制限

第4項～第8条 (略)

付則 (施行期日)

この規則は令和4年1月1日から施行する。